

高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防止するための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を支援するために、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知。以下「実施要綱」という。）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。第16条第1項において同じ。）、土地改良区又はその他農業者等の組織する団体（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費について、補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める。

4 補助事業者は、工程等の都合により補助金の交付の決定前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による指令前着手届を第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(契約等)

第5条の2 市町村は、補助事業（公共工事に限る。）の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、次のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の変更

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めるときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実施設計及び変更設計の審査)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施設計及び変更設計について、当該設計書に別記第4号様式による実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、知事が事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、別記第5号様式による事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早期日までに、別記第6号様式による実績報告書に別紙4の1から別紙10までを添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌会計年度の4月15日までに提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第10条の2 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及び

これに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該補助金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第 10 条の 3 補助事業者は、第 10 条第 1 項の規定により知事に実績報告書を提出した後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 10 条第 1 項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（年度終了実績報告）

第 11 条 規則第 11 条第 1 項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第 8 号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の 4 月 15 日までに別紙 11 を添えて知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第 12 条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別記第 9 号様式による概算払請求書に別紙 12 を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 概算払は、補助金交付決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内（補助金交付決定額の 90 パーセントを限度とする。）において行うことができること。
- (2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の決定額に 40 パーセントを乗じた範囲内とすること。この場合において、この後に追加して概算払を受けようとする場合は、補助事業者の負担額から既に概算払を受けた額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。
- (3) 年度末の概算払について知事が必要があると認める場合は、第 1 号の規定にかかわらず、年度内の遂行状況予定額を概算払することができること。この場合は、別記第 10 号様式による遂行状況報告書及び概算払請求書に別紙 13 を添えて知事に提出しなければならない。
- (4) 支払を受けようとする日の属する月の前月の 15 日までに別記第 11 号様式による概算請求予定表を提出しなければならないこと。
- (5) 概算払の額の算定方法については、知事が別に定めること。
- (6) 請求に当たっては、的確に出来高を把握し、所要額を請求しなければならないこと。

（繰越しの承認申請）

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、

繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第 12 号様式による補助金繰越承認申請書に別紙 14 及び別紙 15 を添えて知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 15 条 取得財産等のうち規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具等とする。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に定める財産の処分を制限する期間として農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、当該取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 知事は、補助事業者が前項ただし書の規定による承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(補助の条件)

- 第 16 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、別記第 13 号様式による遅延届出書を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。ただし、歳出予算の繰り越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって届出書の提出に代えることができる。
 - (2) 補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならないこと。
 - (3) 前号の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同号の帳簿とともに当該補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
 - (4) 補助事業者は、取得財産について、当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 号に規定する帳簿等に加えその他関係書類を整備保管しなければならないこと。
 - (5) 市町村は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第 14 号様式による補助金調書を作成しておかなければならないこと。
 - (6) 別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (7) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (8) 市町村以外の補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第

15号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

- (9) 市町村以外の補助事業者は、第4条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証する書類を知事に提出しなければならないこと。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査をすることができるものとする。

(書類の提出)

第17条 補助事業者は、知事に書類を提出する場合は、全て所管の農業振興センター所長に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附則)

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年10月11日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

別表第1

補助金の名称	補助事業の種類	区分	対策種類	補助対象事業	経費	補助率
農業水路等長寿命化事業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	1 長寿命化対策	(1)長寿命化対策	ア 水利施設整備	1 工事費（事業実施主体が、事業実施に係るマネジメントの一部又は全部を委託する場合の委託経費を含む。） (1)純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。） (2)測量設計費 (3)用地費及び補償費 (4)船舶機械器具費 (5)全体実施設計費 (6)換地費 2 調査・調整費	アの事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の6.5以内 2 別表第2の地域等にあつては、補助対象事業費の10分の7以内 イからオの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。
				イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査		
農業水路等防災減災事業費		2 防災減災対策	(1)自然災害等対策	ア ため池整備	アからコの事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の5.5以内 2 別表第2の地域等にあつては、補助対象事業費の10分の6以内 （ただし、クの事業にあつては、従前の事業が国営土地改良事業であった場合にあっては、1から2までの規定にかかわらず、従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率とする。） サからセの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。 ただし、スの耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は3,000万円	1 補助対象事業費の10分の5.5以内 （ただし、令和12年度までは定額） 2 別表第2の地域等にあつては、補助対象事業費の10分の6以内 （ただし、令和12年度までは定額）
				イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 施設撤去・廃止 ケ 水質保全対策 コ 利活用保全 サ 機能保全計画策定等 シ 実施計画策定 ス 耐震性点検・調査 セ 安全度評価		
				ア 危機管理システム等整備 イ 安全確保対策		

補助金の名称	補助事業の種類	区分	対策種類	補助対象事業	経費	補助率																												
			(3)ため池防災環境整備	<p>ア 緊急的な防災対策</p> <p>イ 地域防災上のリスク除去</p> <p>ウ ハード整備の着手促進</p>		<p>アの事業にあつては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5.5以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>2 別表第2の地域等にあつては、 補助対象事業費の10分の6以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>イの事業にあつては、</p> <p>1 定額</p> <p>2 1箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">堤高</td> <td rowspan="2">①基本</td> <td colspan="3">②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下流水路の整備延長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20m以上 500m未満</td> <td>500m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5m未満</td> <td>1,000万円</td> <td>3,000万円</td> <td>6,000万円</td> <td>8,000万円</td> </tr> <tr> <td>5m以上 10m未満</td> <td>2,000万円</td> <td>4,000万円</td> <td>7,000万円</td> <td>9,000万円</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td>3,000万円</td> <td>6,000万円</td> <td>9,000万円</td> <td>11,000万円</td> </tr> </table> <p>ウの事業にあつては、</p> <p>1 定額</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は、500万円とする。</p>	堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合			下流水路の整備延長					20m以上 500m未満	500m以上		5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円	5m以上 10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円	10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円
堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合																																
		下流水路の整備延長																																
		20m以上 500m未満	500m以上																															
5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円																														
5m以上 10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円																														
10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円																														
			(4)流域治水対策	<p>ア 農業用排水施設整備</p> <p>イ 危機管理システム等整備</p> <p>ウ 附帯安全施設整備</p> <p>エ 管理体制強化対策</p>		<p>アからウの事業にあつては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5.5以内</p> <p>2 別表第2の地域等にあつては、 補助対象事業費の10分の6以内</p> <p>エの事業にあつては、</p> <p>1 定額</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。</p>																												
		3 ため池の保全・避難対策	(1)ため池の保全・避難対策	<p>ア ハザードマップ作成</p> <p>イ 監視・管理体制の強化 (ア) 地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等</p>		<p>アの事業にあつては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>イ(ア)の事業にあつては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は、500万円とする。</p>																												

補助金の名称	補助事業の種類	区分	対策種類	補助対象事業	経費	補助率
				(イ) 地域(市町村単位)を対象とした、 ため池の監視体制計画に基づき、ため 池の現地パトロールやため池管理者等 への技術的な指導など監視・保全管理 に資する活動		イ(イ)の事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、令和12年度までは定額) 2 定額の場合の1都道府県当たりの助成 額の上限は、1,000万円とする。 3 50%の場合の1都道府県当たりの助 成額の上限は2,000万円とする。
				ウ 減災対策の実施		ウの事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、令和12年度までは定額) 2 1地区当たりの助成額の上限は、 500万円とする。

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度 事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

区分	事業内容	備考
〇〇地区		
〇〇地区		

3 経費の配分及び事業計画の概要 別紙のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算 別紙のとおり

添付書類

- (1) 交付対象事業者が土地改良区の場合は定款等の団体規程
 - (2) 交付対象事業者が土地改良区の場合は資産及び負債に関する事項
 - (3) 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(市町村を除く。)・県税の滞納がない場合:納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)・県税の納税義務がない場合:本人(代表者)からの申立書(参考様式1)
- ※ ただし、補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)を添付することで省略できます。
※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- (4) 税外未収金に関する誓約書兼同意書(参考様式2)(市町村を除く。)

(注) 2の「事業内容」欄は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表の区分、交付対象事業を記載してください。

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
1 長寿命化対策		
(1)長寿命化対策		
水利施設整備		
機能保全計画策定等		
実施計画策定		
水利用調査・調整		
耐震性点検・調査		
2 防災減災対策		
(1)自然災害等対策		
ため池整備		
湛水防除		
地盤沈下対策		
農業用排水施設整備		
土砂崩壊防止		
特定農業用管路等特別対策		
農業用河川工作物応急対策		
施設撤去・廃止		
水質保全対策		
利活用保全		
機能保全計画策定等		
実施計画策定		
耐震性点検・調査		
安全度評価		
(2)危機管理対策		
危機管理システム等整備		
安全確保対策		
(3)ため池防災環境整備		
緊急的な防災対策		
地域防災上のリスク除去		
ハード整備の着手促進		
(4)流域治水対策		
農業用排水施設整備		
危機管理システム等整備		
附帯安全施設整備		
管理体制強化対策		
3 ため池の保全・避難対策		
(1)ため池の保全・避難対策		
ハザードマップ作成		
監視・管理体制の強化		
減災対策の実施		
計		

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 変更申請する場合で、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

参考様式1

第 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

申立書

高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第4条第1号の規定に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

高知県税の納税義務はありません

誓約書兼同意書

私は、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有)及び照会の結果について関係市町村に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名(自署)

(第4号様式：県税完納情報提供事務処理要領第5関係)

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号 生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことに同意します。

記

- (1) 農業水路等長寿命化事業費補助金・農業水路等防災減災事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から農業基盤課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、農業基盤課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金指令前着手届

年度において実施する下記事業について、別記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第4条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費 円
- 3 着手予定年月日 年 月 日
- 4 しゅん工予定年月日 年 月 日
- 5 交付の決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付の決定以前の補助事業については、補助対象とならない場合においても、異議がないこと。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 4 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 5 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(参考様式1)を添付すること(市町村を除く。)
 - ・県税の滞納がない場合:納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
 - ・県税の納税義務がない場合:本人(代表者)からの申立書
- 6 税外未収金に関する誓約書兼同意書を添付すること(参考様式2)(市町村を除く。)

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業費補助金(事業)について、下記のとおり事業計画の変更(補助金 円)をしたいので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由(中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」)

2 事業の内容及び計画

区分	事業内容	備考
〇〇地区		
〇〇地区		

3 経費の配分及び負担区分 別紙のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算 別紙のとおり

(注) 変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載してください。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付してください。(交付申請時以降変更のない場合は省略できます。)

第4号様式(第8条関係)

実施設計審査表							
年度		事業名	高知県農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	事業量		事業費	
地区名				工種			
高知県			農業振興センター	事業主体名			
職名	審査年月日		印	職名	審査年月日		印
所長				課長			
技術次長				係長			
基盤整備課長				係長			
チーフ				係			
係				検算			
農業振興センター指示事項				事業主体回答事項			
<p>工事施工については、上記指示内容を十分検討の上実施してください。</p>							

第 号
年 月 日

年度 事業遂行状況報告書

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況
について高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙3のとおり)
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	
工事費				
計				

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業費(A)	補助金	事業費(B)	補助金		
	工事費	円	円	円	円	%	事業着手年月日 事業完了予定年月日
	計						

- (注) 1 「備考」欄は、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記入してください。
 2 「事業費(B)」欄は、工事の出来高を金額に換算した額を記入してください。
 3 「進捗率」欄は、(B)/(A)で算出された数字の少数第2位を切り捨てし、少数第1位で表記してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費(事業) 実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業費補助金(事業)について、下記のとおり実施したので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

区分	事業内容	備考
〇〇地区		
〇〇地区		

3 経費の配分及び負担区分 別紙のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支精算書 別紙4のとおり

(注) 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は契約書の写し等を添付し、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付してください。

収 支 精 算 書

収入の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

支出の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
1 長寿化対策				
(1) 長寿化対策				
水利施設整備				
機能保全計画策定等				
実施計画策定				
水利用調査・調整				
耐震性点検・調査				
2 防災減災対策				
(1) 自然災害等対策				
ため池整備				
湛水防除				
地盤沈下対策				
農業用排水施設整備				
土砂崩壊防止				
特定農業用管水路等特別対策				
農業用河川工作物応急対策				
施設撤去・廃止				
水質保全対策				
利活用保全				
機能保全計画策定等				
実施計画策定				
耐震性点検・調査				
安全度評価				
(2) 危機管理対策				
危機管理システム等整備				
安全確保対策				
(3) ため池防災環境整備				
緊急的な防災対策				
地域防災上のリスク除去				
ハード整備の着手促進				
(4) 流域治水対策				
農業用排水施設整備				
危機管理システム等整備				
附帯安全施設整備				
管理体制強化対策				
3 ため池の保全・避難対策				
(1) ため池の保全・避難対策				
ハザードマップ作成				
監視・管理体制の強化				
減災対策の実施				
計				

予算議決 年 月 日

(注) 前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

用地買収費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件(又は権利)	数 量	取得金額 円	備 考

(注) 用地買収費及び補償費ごとに金額の合計を記入してください。

直 営 調 書

地区

区 分	材 料 費	労 務 費	需 用 費	そ の 他	計	備 考

残 材 料 調 書

地 区 名	名 称	形状寸法	数 量	单 価 円	取得金額 円	検収又は取得年月 日	備 考

購入機械器具検収調書

地区名	名称	数量	単価 円	金額 円	備考

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

住所

氏名

年度 事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました
事業費補助金(事業)について、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付
要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 地区別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費(事業)年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業
費補助金(事業)年度終了実績を高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補
助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

補助事業の成果

別紙のとおり

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業
費補助金(事業)について概算交付されるよう高知県農業水路等長寿命化・防災減
災事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額

円 (内訳は、別紙のとおり)

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金遂行状況報告及び概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定通知がありました
事業費補助金(事業)について、年度内事業遂行状況を別紙のとおり報告します。
なお、年度内予定事業遂行のため必要がありますので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災
事業費補助金交付要綱第12条第3号の規定に基づき、補助金未受領額中 円を概
算払によって交付されるよう請求します。

上記で報告のありました遂行状況について検査を行い、その内容が適切であることを確認しました
ので、報告します。

年 月 日

高知県知事 様

農業振興センター所長 [印]

(又は 農業基盤課長 [印])

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業費補助金(事業)は、 年度内にこれを完成させることが困難になりましたので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり当該事業費の一部を翌年度に繰り越して事業を実施したく申請します。

記

1 繰越内容

2 繰越理由

3 事業完了予定年月日 年 月 日

年度〇〇事業費補助金 遅延届出書

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました〇〇事業費補助金について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第16条第1項第1号の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由

2 補助対象事業の遂行状況

区分	本年度事業費	県補助金	事業の遂行状況				備考
			年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ、記載すること。

第14号様式（第16条関係）

年度

農林水産省所管

〇〇事業費補助金調書

補助金			市町村名									備考
			歳入			歳出						
補助対象事業名	補助金の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金額	支出済額	うち補助金額	翌年度繰越額	うち補助金額
	円			円	円		円	円	円	円	円	円
〇〇事業												
〇〇費			(款)			(款)						
〇〇費			(項)			(項)						
			(目)			(目)						
			(節)									
合計												

記載要領

- 「補助対象事業名」欄には補助対象事業の名称のほか当該補助対象事業に要する経費の配分を記載してください。
この場合において経費の配分の記載は交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は「その他」として一括記載してください。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載してください。
ただし「補助対象事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載してください。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載してください。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載してください。
- 補助対象事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助対象事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成してください。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ補助金額を内書（）してください。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(補助事業者) 様

所在地

商号又は名

氏 名

当社は、〔補助事業者〕発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載してください。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいいます。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局を含みます。
- 3 「指名停止の措置等」には、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含みます。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。